

淀川水系流域委員会  
第10回住民参加部会・第5回意見聴取反映WG検討会  
合同会議 (H18.11.15)  
報告資料1

□各種会議の結果報告(H18.10.4開催以降)

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	結果報告
運営会議	第76回	2006.10.4	10:00～ 13:00	京都会場	1)第52回委員会について 2)平成17年度事業の進捗点検についての少数意見について 3)ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について 4)意見聴取反映WGの検討状況と今後の予定について 5)他の部会・WGの検討状況と今後の予定について 6)今後の会議等開催日程について 7)その他	P1
意見聴取反映WG検討会	第4回	2006.10.4	13:30～ 16:30	京都会場	1)「住民参加のさらなる進化に向けて」(答申基礎案)について 2)その他	P2
利水・水需要管理部会検討会	第5回	2006.10.10	10:00～ 12:30	みやこめっせ	1)第4回 利水・水需要管理部会 検討会 結果報告 2)河川管理者からの説明 3)委員からの意見 4)「利水・水需要管理部会検討資料」(たたき台)(060926版)について 5)今後の進め方 6)その他	P4
水位操作WG検討会	第3回	2006.10.10	13:00～ 15:00	みやこめっせ	1)河川管理者による資料説明 2)水位操作WG意見書について 3)その他	P6
運営会議	第77回	2006.10.10	15:00～ 16:00	みやこめっせ	1)第52回委員会の進め方について 2)その他	P8
委員会	第52回	2006.10.10	16:00～ 19:00	みやこめっせ	1)平成17年度事業の進捗点検についての意見書への少数意見について 2)ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について 3)部会・WGの検討状況と今後の予定について 4)その他	P9
利水・水需要管理部会作業検討会	第3回	2006.10.24	10:00～ 18:00	京都会場	1)利水・水需要管理部会検討資料たたき台作成作業	なし
住民参加部会検討会	第3回	2006.10.30	16:00～ 18:00	ばるるプラザ 京都	1)各種委員会における住民意見聴取の現状 2)「住民参加のさらなる進化に向けて」たたき台についての意見交換 3)今後の進め方 4)一般傍聴者からの意見聴取 5)その他	P12
委員会検討会	第2回	2006.10.30	18:00～ 19:00	ばるるプラザ 京都	1)委員長声明 2)河川管理者からの説明 3)その他	P14
意見聴取反映WG作業検討会	第4回	2006.10.31	13:00～ 16:00	みやこめっせ	1)「住民参加のさらなる進化に向けて」(答申基礎案)について	なし
利水・水需要管理部会検討会	第6回	2006.10.31	16:30～ 19:30	みやこめっせ	1)第5回 利水・水需要管理部会検討会 結果報告 2)河川管理者「10.10 検討会 追加説明」 3)利水・水需要管理部会報告書(案)「水需要管理に向けて」たたき台(061031版)について 4)今後の進め方 5)一般傍聴者からの意見聴取 6)その他	P16
意見聴取反映WG作業検討会	第5回	2006.11.7	12:30～ 16:30	ばるるプラザ	(12:30～14:30) 1)北村喜宣先生ご講演 2)意見交換 (14:30～16:30) 1)住民参加のさらなる進化にむけて(案)の修正執筆作業	なし
運営会議	第78回	2006.11.9	10:00～ 13:00	三井ガーデンホテル	1)第53回委員会について 2)ダム等の管理に係るフォローアップについて 3)部会・WGの検討状況と今後の予定について 4)今後の会議等開催日程について 5)その他	作成中
水位操作WG検討会	第4回	2006.11.13	17:00～ 20:00	大津市勤労福祉センター	1)河川管理者による資料説明 2)水位操作WG意見書について 3)一般傍聴者からの意見聴取 4)その他	作成中

淀川水系流域委員会 第 76 回運営会議 (06.10.4 開催) 結果報告		06.10.18 庶務発信
開催日時	2006 年 10 月 4 日 (水) 10:00~12:45	
場 所	京都会館 2階 第 1 会議室	
参加者数	委員 7 名 河川管理者 3 名	
<b>決定事項 および 検討事項</b>		
<b>① 第 52 回委員会 (10/10) について</b>		
審議資料 1 「第 52 回委員会議事次第及び配付資料リスト」を用いて、第 52 回委員会の議事進行について検討がなされた。		
<b>② 平成 17 年度事業の進捗点検についての少数意見について</b>		
審議資料 2 「平成 17 年度事業の進捗点検についての少数意見」について検討がなされ、第 52 回委員会にて少数意見として意見書に付するかどうかを検討することとなった。		
<b>③ ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について</b>		
審議資料 3 「ダム等の管理に係わるフォローアップ等委員会開催スケジュール」を参考に、ダム等のフォローアップの検討体制について意見交換がなされた。主な意見と決定事項は以下の通り (例示)。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム等のフォローアップの検討体制として、WGをつくった方がよいだろう。WGでは、ダム等のフォローアップだけではなく、事業中のダムについても検討した方がよいと考えている (例：当面実施せずとなった場合は「当面」何をすべきなのか、実施となった場合は実施までの 10~15 年の間に何をすべきなのか等)。WGで集中的に検討して全体委員会に諮ってはどうかと考えている (委員長)。</li> <li>・ダム毎にWGをつくるのか、1つのWGで全てのダムを審議するのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←検討内容の統一性を保つためにもWGは1つにした方がよい。WGで全体の構成を作成した後、各委員で作業を分担するというやり方でよいのではないか。</li> <li>←ダム等のフォローアップ報告書は、環境・治水・水質という項目毎に出てくるので、項目毎に検討して頂ければと思っている。ダム等のフォローアップ報告書は環境委員会からご意見を頂いた上で提出するので、流域委員会には環境委員会から頂いたご意見もお伝えしたい (河川管理者)。</li> </ul> </li> <li>・ダム等のフォローアップWGのリーダーは今本委員とする。リーダーがWGメンバーを選定し、第 52 回委員会にて正式に発足する。</li> </ul>		
<b>④ 意見聴取反映WG、水位操作WG、利水・水需要管理部会の検討状況と今後の予定について</b>		
審議資料 4 「意見聴取反映WG 10 月以降の会議開催予定」、審議資料 5-1 「第 5 回利水・水需要管理部会検討会 次第 (案)」、審議資料 5-2 「第 3 回水位操作WG検討会 次第 (案)」を参考に、WGと利水・水需要管理部会の検討状況の報告がなされた。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見聴取反映WGは、第 52 回委員会にて検討経過の報告を行う。意見書目次案を提出する予定だ。</li> <li>・水位操作WGの意見書では、瀬田川洗堰による水位操作が大半を占めているため、淀川大堰の水位操作に関しては瀬田川洗堰操作による淀川への影響に係わる記述にとどめておいてはどうかと考えている。淀川大堰の水位操作については、検討の時間が必要なため、申し送り事項にしたい。</li> <li>・利水・水需要管理部会は、第 52 回委員会にて、検討内容の報告を行う。ディスカッションポイントをリストアップした上で説明したい。</li> </ul>		
<b>⑤ 今後の会議開催日程について：11 月の会議開催スケジュールが下記の通りに決定した。</b>		
第 78 回運営会議	11 月 9 日 (木) 10:00~13:00	
第 5 回意見聴取反映WG作業検討会	11 月 9 日 (木) 13:30~17:30	
現地視察 (日吉ダム)	11 月 10 日 (金)	
第 10 回住民参加部会・WG合同会議	11 月 15 日 (水) 13:30~16:30	
現地視察 (高山・青蓮寺ダム)	11 月 16 日 (木)	
現地視察 (天ヶ瀬ダム)	11 月 17 日 (金)	
第 7 回意見聴取反映WG作業検討会	11 月 20 日 (月) 16:00~20:00	
第 79 回運営会議	11 月 22 日 (水) 12:00~12:45	
第 53 回委員会	11 月 22 日 (水) 13:30~16:30	
第 8 回利水・水需要管理部会	11 月 23 日 (木) 13:30~16:30	
<b>⑥ その他：次期流域委員会委員会について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期流域委員会の委員公募がまだはじまっていない。河川管理者には、これまで流域委員会でやってきたことを大事にして欲しい。できるだけ早く河川管理者の方針を示して欲しい (委員長)。</li> <li>←次期流域委員会の体制については検討中だ。できるだけ早く検討を終えて報告したい (河川管理者)</li> </ul>		
以上		

※結果報告は、委員の皆様にも主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。

淀川水系流域委員会第4回意見聴取反映WG検討会(06.10.4開催)結果報告		06.10.18 庶務発信
開催日時	2006年10月4日(水) 13:30~16:30	
場 所	京都会館 2階 第1会議室	
参加者数	委員11名 河川管理者16名	
<b>検討の概要</b>		
<b>1. 「住民参加のさらなる進化に向けて」(答申基礎案)についての意見交換</b>		
委員より、当日配付資料「住民参加のさらなる進化に向けて」(答申基礎案)について説明がなされた後、章ごとに意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。		
○「はじめに」について		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に文章が固く、難しい。住民にも理解できるような読みやすい文章にして欲しい。</li> <li>・意見聴取反映WGは、河川管理者のこれまでの取り組みを評価しているのか。多くの委員は「よくやった」と思っていると思うので、そういった面を積極的に出してはどうか。</li> <li>・「はじめに」には、今回の意見書を提出する趣旨が書かれていない。これまでも住民意見聴取反映に関する意見書を出してきたので、あらためて意見書を提出する趣旨を書いておくべきだ。</li> <li>・「河川法改正の意義」(P1)として、4つの項目があげられている。①と②は河川法の規定通りだが、③と④は「こう読まなくてはならない」「こう検討しなくてはならない」という趣旨だ。①②と③④は性格が違っているので、整理した方がよい。</li> </ul>		
○「I 住民参加のためにとられた河川管理者の手法とその評価」について		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「住民参加の現状に問題点」(P2)では、河川管理者の手法を厳しく断じているが、私は評価したい。河川管理者は住民参加を意義あるものとする方向性を示したが、河川管理者の手法は必ずしも十分ではないので、今後はこうした方がよいというような前向きな表現に修正してはどうか。</li> <li>・河川管理者が行っている「意見募集」に対する流域委員会の評価として「24時間門戸開放は評価できる」(P3)とあるが、表現に違和感がある。常時意見を募集していることは評価できるという意味ではないか。</li> <li>・河川管理者が行っている「意見募集」は、「サイレントマジョリティからの意見聴取の方法として有効」(P3)と評価しているが、「ある程度有効」と修正すべきだ。無作為アンケートの方がより有効だろう。</li> <li>・住民説明会のうち、改善型説明会(コーディネータを置いた運営)の説明と評価をより詳しく書いた方がよい。また、河川管理者が作成した説明会や対話集会の評価一覧表を添付した方がわかりやすくなる。</li> <li>・「サイレントマジョリティ」(P3)という表現は使わない方がよいのではないかと。意見を述べればサイレントマジョリティではなくなる。</li> <li>・住民説明会の評価(P3)として、参加者のご意見に対して河川管理者が「応答はしない」「応答あり」と記述されているが、両者の違いがよく分からないのでもう少し詳しく書いて頂けるとありがたい。これまで開催した住民説明会では参加者の質問に出来る限り回答してきたし、回答できなかったものはご意見としてお聴きし、よいと思ったご意見はその後の基礎案等に反映してきたつもりだ。(河川管理者)。</li> <li>・流域委員会は提言において対話集会を河川法に規定された公聴会と位置づけて実施することを提案したので、P5の2行目「説明会や公聴会なども必要であることには疑いはない」という記述では、対話集会と公聴会が混同されてしまう。修正した方がよい。</li> <li>・「対話集会の開催についての評価はきわめて高いことが分かった」(P4)とあるが、これは事実か。 ←河川管理者が参加者に対して実施したアンケート結果から判断した。ただ、対話集会にはよい面も悪い面もあったので、文章を再検討したい。</li> <li>・対話集会の改善課題として①~⑥まで挙げられているが(P6)、⑤以下は改善点ではないので、新たな項を起こした方がよい。</li> <li>・対話集会の改善課題①では、サイレントマジョリティの意見が討論会で出てきたことをどう評価しているか。開催場所や日時の工夫によってサイレントマジョリティの意見が出てきたことを評価しているのか。それとも、もっと他の方法を考えないといけないという評価なのか。評価を統一しておくべきだろう。</li> <li>・これまでは行政の裁量でやってきた。行政の裁量をチェックするために、行政の説明責任について書いておく必要がある。</li> <li>・「I 住民参加のためにとられた河川管理者の手法とその評価」は、河川管理者の取り組みへの積極的評価と課題点指摘の2つに絞り、「II 住民参加のさらなる進化に向けて」で委員会からの新しい提案を行えばよいのではないかと。</li> </ul>		

## ○「Ⅱ 住民参加のさらなる進化に向けて」について

- ・P7でドイツでの例が紹介されているが、何のために書いたのか。読み方によっては「ダム事業は後戻りができない」とも読める。不要ではないか。
- ・「意見聴取と反映のしくみ」(P9)の「さまざまな吸収しながら」の後に「計画内容を熟成するとともに」を追加して頂きたい。意見聴取と反映の第一の目的は、やはり、より良い計画を作ることだ。
- ・意見書では参加者を集めるための具体的な方法が提案されていない(P9)。河川管理者はさまざまな方法(折込チラシ、車内吊広告、メルマガ等)を行っているが、これらも1つのチャンネルでしかない。他のチャンネルもあるのではないか。川遊びの参加者や主婦の団体を対話集会と結びつけていく等の方法を盛り込んでどうか。
- ・対話集会に参加されない方々のご意見を聴くためにはアンケートが有効だと思っているが、今回の意見書(案)では、アンケートの実施にやや消極的だ。もっと積極的に書いてはどうか。
- ・「1) 専門部署の設置と専門官の採用」(P9)として提案されていることは、今回の意見書の大きな柱だと思う。意見聴取反映のために専門官を養成するという考え方もあるが、意見聴取反映はあらゆる場面で必要なことなので、職員の意識改革とさまざま局面で意見をくみ上げるようとする姿勢が何よりも必要だ。専門官や専門部署の設置には反対しないが、実際に有効なのはトップの姿勢と現場への徹底ではないか。
  - ←確かにそれができれば理想的だが、実現までの「つなぎ」も必要だと考えた。よって、「基本的には全職員が取り組むべきことだが」という但し書きを追加してはどうか。
  - ←局に人材育成を担当している部署があるので、どういう考え方で人材育成をしているのかを聞いた上であらためて説明させて頂きたい。国交省では「コミュニケーション型行政」を推進しており、これにあわせた人材育成を進めている。現状では各河川事務所に意見聴取反映を専門とするポストは設置されていないと説明したが、つくる・つくらないということではない。(河川管理者)。
- ・「専門家パネルの設置」(P10)が提案されているが、河川管理者が専門家パネルを担うという趣旨ではない。情報公開をしても地域住民が理解できる範囲には限りがある。アメリカでは、専門的な評価書の理解を手助けする制度がある。「専門家パネルの設置」は「専門部署・専門官の設置」とは違うという位置付けをはっきりしておいた方がよい。
  - ←専門家パネルには賛成だが、住民にわかりやすく伝えることは河川管理者には必須の能力だ。

## ○「Ⅲ 社会的合意について」について

- ・意見書で示した「社会的合意」について、流域委員会が新たな考え方を示した場合、これまで河川管理者が実施してきた住民意見聴取のさまざまな取り組みへの波及的影響がどうなるのか。河川管理者は、流域委員会が新たに示した社会的合意の考え方に則って、再度、住民意見聴取をやり直すのか。気になっている。
- ・一般的な社会的合意について述べられているが、流域委員会が示した「社会的合意」を説明しているわけではない。きちんと説明しないといけない。
- ・説明責任を果たすために、物理学的な判断や法学的な判断に基づいた説明をして、みんなで納得できるということが重要だ。社会的合意とは、そういう説明責任の果たす過程だと思う。また、事実関係の確認のためには、会議だけではなく勉強会も必要だ。
- ・「関係住民」の範囲は事業の種類等によって異なるという記述があるが、具体的な例示がほしい。
- ・Ⅲ章の前段(P10~11)で述べられている「納得のいく手続きを経て結論に達する過程そのものが社会的合意」という内容が核心的な部分だと思うが、これを流域委員会の意見書とするためには、全体委員会で議論をして意思統一しなければならない。
- ・社会的合意に向けて具体的に河川管理者が何をすべきなのか。河川管理者は流域委員会に社会的合意に向けた具体的なプロセスを求めている。こういった視点から意見書(案)をより進化させないといけない。

## ○「おわり」について

- ・司法との関連について述べられているが、あえて触れる必要はないだろう。

## 2. 今後のスケジュールについて

- ・今回頂いたご意見を参考に意見書案の修正を行った後、再度全委員から意見募集を実施する。

以上

※結果報告は、委員の皆様にも主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。

開催日時	2006年10月10日（火）10:00～12:30
場 所	みやこめっせ 地下1階 特別展示場A面
参加者数	委員10名 河川管理者40名

## 1. 決定事項

- ・資料1「利水・水需要管理部会検討資料 たたき台（060926版）」に対する意見があれば、10月15日（日）までに提出する。
- ・利水・水需要管理部会作業検討会を10月24日（火）10:00～18:00に開催する。提出された委員意見をもとにたたき台の修正作業を行う。参加可能な委員はできるかぎり参加する。

## 2. 検討の概要

### ①河川管理者からの説明と意見交換

河川管理者より、資料2-1「水資源開発基本計画」、資料2-3「淀川水系水資源開発基本計画について」、資料2-5「利水安全度について」、資料2-4「琵琶湖の異常渇水について」、資料2-6「3.3水需要管理のソフトソリューションの例題について」、資料2-7「利水・水需要管理部会検討資料 たたき台 060926版」の意見について三重県（H18.10.5）」について説明がなされた後、意見交換がなされた。その後、資料2-8「利水・水需要管理部会検討資料（たたき台）（060926版）意見照会」および資料1「利水・水需要管理部会検討資料 たたき台 060926版」についても意見交換がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。

#### ○資料2-1「水資源開発基本計画」、資料2-3「淀川水系水資源開発基本計画について」について

- ・たたき台 P10 に「淀川フルプランは改定されるのではなく、廃止されて新しい水資源管理制度を創設されるべき」というご意見がある。これについて、河川管理者としては、現在のフルプランの中でも水資源の総合的な開発・合理化が定められており、まずはフルプランの中で水需要管理の精神を発現していくことが重要ではないかと考えている（資料2-1 P6）（河川管理者）。
  - ←現行の淀川フルプランの中にも水需要管理的な考え方が書かれているということだが、実際にはメインの施策としては実行されていない。やはり、水需要管理の考え方と淀川フルプランは違うものだ。
  - ←今後の水資源開発をどう考えるかが重要だ。資料2-1「水資源開発基本計画」には様々な事項がそつなく書かれてはいるが、結局のところ、ダム開発について書かれている。流域委員会は、重点をダム開発から水需要管理に変えようと言っている。利水者の撤退を受けて、淀川フルプランの改定が必要になってきているのではないかと考えている。水需要拡大は期待されていない（部会長）。
  - ←まさに「重点をどう変えるか」ということだと考えている。仕組み全体を変えとなると（法律から変えとなると）、「ここがまずいから変えないといけない」という議論が必要になってしまう。現時点において、仕組み全体を変えるのが先決なのか、それとも、重点ポイントを変えつつ将来を考えるのが先決なのかということだろうと思っている（河川管理者）。
  - ←たたき台の「淀川フルプランは改定されるのではなく、廃止されて新しい水資源管理制度を創設されるべき」という記述は「当面は〇〇した方がよいのではないか」という提案型の文章にした方がよい。
  - ←法律を変えるのは難しいとは思いますが、近畿地方整備局から本省へのボトムアップという形もあるのではないかと考えている。そういった形で流域委員会の意見書を使って頂ければ有益ではないかと思っている（部会長）。
- ・水資源開発促進法（昭和36年11月）は、当時の時代背景から産業促進のための水資源開発を合理的に迅速に押し進めることを最大目標としている。しかし、現在は全く違った社会的背景があり、考え方を根本的に変えなくてはならないことは誰もが分かっている。フルプランは、必要な水をいかにして確保し供給するかという点を主眼としている。確かにフルプランには水利用の合理化についても書かれているが、基本的には供給を基本とする計画だ。水需要管理は、供給中心の基本的な考え方を改革していかないといけないというものだ。
- ・「水資源開発基本計画」は平成13年に閣議決定されたにもかかわらず、なぜいまだに進んでいないのか。
  - ←現在もフルプラン改訂作業を進めているが、調整事項が多いため、完了していない（河川管理者）。

#### ○資料2-5「利水安全度について」について

- ・利水安全度は、対象期間に何回の渇水（琵琶湖水位-1.5mを下回る）が発生したかを根拠にしているが、それぞれの渇水の背景が違っている。降雨パターン、総雨量、水位低下期間とその影響（すぐに回復したのか、低水位が続いたのか）等の渇水の背景を含めた上で、渇水回数を考えなければならない

い。可能であれば、渇水の背景について追加説明をお願いしたい。

- ・シミュレーションは条件によって結果が大きく違ってくる（資料 2-4 と資料 2-5 の結果（琵琶湖の最低水位）が大きく違っている）。近年の琵琶湖の低水位は、現行の洗堰操作規則が原因になっているのは明らかだろう。シミュレーション結果と合わせて実績も資料 2-4 と資料 2-5 に示してもらわないといけない。シミュレーション結果には幅があるので、結果が 1 つしかないというのはいり得ない。数値の取り方や幅まで併記してもらわないといけない。
- ・流域委員会はこれまでの意見書で利水安全度の精査を求めている。河川管理者はより詳細な調査を行わなければならない。
- ・P3 では、利水安全度の計算フロー図しか示されていない。各施設(ダム)の計算値を示してもらいたい。  
←施設ごとの計算値については、わかりやすい説明方法を考えて、お示ししたい（河川管理者）。
- ・河川管理者が示した利水安全度 78% という数値はどこでオーソライズされたものなのか。近畿地方整備局として決定した数値なのか。  
←調べた上であらためてご回答したい（河川管理者）。

#### ○資料 2-4「琵琶湖の異常渇水について」について

- ・「渇水」と「異常渇水」の定義を教えてください。  
←計画を上回る（琵琶湖水位-1.5m を下回る）ような渇水を「異常渇水」としている。「渇水」については、琵琶湖の水位が低下した時のことだが、明確な定義は難しい。琵琶湖水位-70cm 程度から河川管理者として実施可能な対策を行い、-90cm で渇水調整会議を開催している。こういった状態が「渇水」だと考えている（河川管理者）。  
←渇水になりそうな状態が「渇水」、さらに異常になりそうな状態が「異常渇水」、-1.5m を下回ってしまった状態を「非常渇水」という理解でよいか。  
←言葉の定義は難しいが、河川管理者が行う対策という考え方からすれば、そういったイメージで結構だと思う（河川管理者）。
- ・「非常渇水」は瀬田川洗堰の操作規則で定義されたもので、「異常渇水」は丹生ダムの方針の中で説明されたものだが、概念としては同じだろう。新規開発 40m<sup>3</sup>/s と利用低水位-1.5m はセットだという説明だが、異常渇水対策として補償対策水位-2.0m まで想定されているという理解でなければならないと考えている。丹生ダムを異常渇水対策として説明する前に、異常渇水と補償対策水位-2.0m について説明をしないとイケない（部会長）。  
←河川管理者としては利用できる水位は-1.5m までだが、万が一の場合は人道上の配慮から下流へさらに水を出さざるを得ないだろうと考えている。琵琶湖の環境への影響等を考えて、まずは-1.5m を下回らないように琵琶湖上流に異常渇水対策流量が必要だと考えて対策を検討している。洗堰操作規則に非常時渇水時の操作が規定されているからといって、これにより琵琶湖の異常渇水対策がはかられているとは考えていない（河川管理者）。

#### ○資料 2-7「利水・水需要管理部会検討資料 たたき台 060926 版の意見について 三重県(H18.10.5)」、資料 2-8「利水・水需要管理部会検討資料(たたき台)(060926 版)意見照会」について

- ・三重県と伊賀市には、伊賀水道用水事業について、流域委員会からヒアリングをお願いすることになるかもしれない。その際にはぜひよろしくお願ひしたい（委員長）。
- ・ご説明頂いた内容については、ダムフォローアップWGにて検討して頂く方がよりスムーズに進むと考えている。ダムフォローアップWGでご検討頂きたい（部会長）。

#### ③委員からの意見について

資料 4 「利水・水需要管理部会検討資料」(たたき台) (060926 版) への委員意見」について委員から説明がなされたが、意見交換が不十分に終わったため、「決定事項 1」のとおりメール等で意見を提出することになった。

#### ④「利水・水需要管理部会検討資料(たたき台) 060926 版」および今後の進め方について

- ・資料 1 「利水・水需要管理部会検討資料 たたき台 (060926 版)」に対する意見があれば、10 月 15 日（日）までに提出して頂きたい。頂いた委員意見を元に部会作業検討会（24 日(火)10:00~18:00）にて修正作業を行う。部会作業検討会には、できるだけ多くの委員に参加して頂きたい（部会長）。

以上

※結果報告は、委員の皆様には主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。

開催日時	2006年10月10日(火) 13:00~15:00
場 所	みやこめッセ 地下1階 特別展示場A面
参加者数	委員13名 河川管理者37名

## 1. 決定事項

- ・水位操作WG検討会の日程が下記の通りに決定した。  
第4回水位操作WG検討会 11月13日(月) 17:00~20:00  
第5回水位操作WG検討会 11月21日(火) 16:00~19:00

## 2. 検討の概要

### ①河川管理者からの資料説明と意見交換

河川管理者より、資料1「河川管理者への検討・依頼事項への回答」を用いて説明がなされた後、質疑応答と意見交換がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。

#### ○環境について

- ・フナ類仔稚魚の生残数を調査した3カ所の面積はどの程度なのか(資料1 P14)。単位面積辺りの産卵数を整理しているのか。  
←どこまでを範囲とするかについて検討する必要があるが、数値を示すことは可能だ(河川管理者)。

#### ○治水について

- ・琵琶湖水位があまり高くない状況で全開放流したケースがあるとの説明だったが、どういう状況だったのか。  
←平成18年6月15日に1~2日間の全開放流を行った。6月16日の40~50mmの降雨によって水位が高まったうえ、その後も降雨が予想されたために、できるだけ早くBSL-20cmに下げたおこななければ大変な事態になるかもしれないと判断し、全開放流を行った。気象状況も加味して全開放流の判断をしている(資料1 P72)(河川管理者)。
- ・明治29年と昭和36年洪水において迎洪水位をBSL±0cmに上げた場合の被害についての検討で(資料1 P83、P88)、明治29年のケースでは内水排水ポンプが「機能しない」となっている一方で、昭和39年には「稼働」となっている。「稼働」と「機能しない」の基準は何か。  
←内水排水ポンプはBSL+1.4mを想定外力として設計されているので、これを超えると稼働しても機能しないだろうという前提で検討を行った(河川管理者)。
- ・昭和36年洪水において迎洪水位をBSL±0cmに上げた場合はBSL+1.15mになり、計画高水位BSL+1.4mを下回る。それにもかかわらず発生している浸水被害は、内水による被害と解釈すればよいのか(資料1 P89)。  
←昭和36年洪水は時間データを用いて内水排水ポンプを稼働させて内水域の水位を評価した。BSL+1.4m以下で浸水が発生しているのは、現地を実測によって各戸調査した結果、現に浸水してしまう家屋が存在したということだ(河川管理者)。

#### ○洗堰操作規則について

- ・瀬田川洗堰操作規則の変更に必要な手続きについて教えて欲しい。資料1 P73では、平成4年に操作規則が制定された際の経緯が説明されているだけで、変更に必要な手続きが示されていない。  
←どのような課題が発生してそれをどう解決するのか、その手続きは調整内容による。このため、現時点では答えが用意できない(河川管理者)。  
←平成4年の洗堰操作規則制定によって長期に及ぶ琵琶湖の低水位が発生している。琵琶湖水位操作に関する意見書でも、洗堰操作規則の見直しについて述べている。河川管理者には、現在の制限水位を±0cmに変更することを検討してほしい。大変だとは思いますが、調整を進めて欲しい。  
←最後に出てくるのが、洗堰操作規則の改正だと思っており、まずは操作をどう運用するかということが重要だと思っている。制限水位は非常に厳しい制限であり、昨年7月の5ダムの方針においては制限水位を上げる場合には何らかの治水対策が必要と考え提案した(河川管理者)。
- ・仮に丹生ダムをつくって制限水位をあげることになれば、洗堰操作規則を変更することになるのか。  
←必要であれば洗堰操作規則の変更はあり得るし、現行の操作規則の運用で対応できるのであれば運用で対応する。必要があれば変更してしかるべきだが、まずは変更の必要性を整理して上下流の関係者に説明して、納得頂ければあとは手続きの問題だ(河川管理者)。  
←合意形成ができれば、手続きはあとからついてくるものだと理解した。

←大切なのは、洗堰操作規則を変更する必要があるかどうかだ。変更する必要があるのなら、操作規則は変えられる。まずは変更の必要性の検討が必要だ。

- 琵琶湖上流に器（ダム）をつくって治水容量や利水容量を確保すれば琵琶湖の制限水位を上げてよいが、器がなければ制限水位の変更はできないという理解でよいのか。

←操作規則の運用上許される範囲内で環境に配慮した洗堰試行操作を3年間実施し、何とかやっつけていこうだという評価も頂いたので、恒久的なものとして整理したい。今後も試行操作を恒久的に続けていくために洗堰操作規則を変えなければならないかどうかについては、変更せずにいけるかもしれないし、洗堰操作規則を変更する必要があるか出てくるかもしれない。変更する必要があるれば、変更することもやぶさかではない。ただし、制限水位は非常に厳しい制限であり、現在は5cm程度幅を持たせて運用しているがこれを超えた操作は許される範囲を超えていると考えているため、行っていない。洗堰操作規則を変更する時期と程度、さらには必要性・効果が整理でき、流域の皆様に納得して頂けるのであれば変えられると思うし、納得して頂けないのであれば、現行の洗堰操作規則をベースに議論していくことになると思っており、その調整にどれだけかかるかは今の段階ではわからない(河川管理者)。

- 洗堰試行操作が、洗堰操作規則でどう位置づけられるのか。また、洗堰試行操作の幅として、どれくらいまで想定し得るのか。

←これまでの洗堰試行操作の結果、治水上、利水上、大きな問題がないということであれば、このまま本格的な運用に移行できるかもしれない。ただ、例えば6月16日に-20cmを確保できずその後も-1.5mを下回ってしまってしまうとその場合は河川管理者の管理瑕疵が問われるかもしれない。洗堰操作規則に試行操作を新たに位置付けることは、そういったことを回避する1つの方法だとは思いますが、下流に対して何ら意見を求めているため、合意できるかどうかは分からない。3年間の洗堰試行操作では大きな問題は発生していないので、春先の試行運用を本格的な運用に移行しても大丈夫だろうという感触はあるが、洗堰操作規則に規定すべきかどうかはまた別の次元で議論が必要だと考えている(河川管理者)。

## ② 水位操作WG意見書について

資料2「水位操作WG意見書目次(たたき台)」について意見交換がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。

- 水位操作WGで淀川大堰の水位操作についても取り扱うのか。
  - ←洗堰水位操作による下流域への影響についてのみ述べる。
- 残された課題として、洗堰の全閉問題についても触れて欲しい。

## ③ 今後の水位操作WGの検討課題

- 琵琶湖の生態系により配慮した洗堰操作規則の変更を前提として、以下の問題を議論していく。
  - 洗堰試行操作の成果を科学的に評価し、生態系に配慮した水位操作について一定の整理を行う。今回、河川管理者の評価が示されたが、全てではない。例えばコイ科魚類の生残に関して言えば、どれくらい産まれたかがよくわかっていない。
  - 琵琶湖、淀川を含めた環境に配慮した水位操作について基本的な考え方とあり方を提示し、そのために必要な今後の試行のあり方についての検討。
  - 水位操作規則を変更する場合の影響評価とそのプロセスの検討。
- 水位操作WG意見書の作成担当を下記のようにしたい。
  - 琵琶湖および淀川本来の水位変動について
    - 琵琶湖ー淀川水系の特性 … 西野WGリーダー
    - 琵琶湖本来の水位変動と現状 … 西野WGリーダー
    - 淀川本来の水位変動と現状 … 未定
  - 琵琶湖および淀川の水位操作に関するこれまでの経緯 … 西野WGリーダー
  - 水位操作の試行およびその評価
    - 琵琶湖操作 … 西野WGリーダー
    - 淀川水位 … 村上興正委員(綾委員、高田委員)
  - 水位操作のあるべき姿についての考え方と問題点
    - 環境 … 西野WGリーダー
    - 治水 … 未定
    - 利水 … 荻野委員

以上

※結果報告は、委員の皆様主に主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。

淀川水系流域委員会 第 77 回運営会議 (2006. 10. 10 開催) 結果報告		2006.10.20 庶務発信
開催日時	2006 年 10 月 10 日 (火) 15 : 00～15 : 45	
場 所	みやこめッセ B 1 F 第 1 会議室	
参加者数	委員 8 名 (委員長、各部会長、WG リーダー)、河川管理者 3 名	
<p>1. 検討内容および決定事項</p> <p>①検討会の公開化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで経済的理由、検討内容等から非公開で開催し、8 月からは議事録について公開としていた「検討会」について、外部からの要望等を踏まえ原則公開とする(河川管理者が出席する会議、河川整備計画に係わる内容を審議する会議は原則公開)。</li> <li>・経費を極力抑える意味から、傍聴者の人数制限を行い、検討会と同様の会議方式とし、広い会場の確保等公開に伴う特別な配慮はしない。</li> <li>・運営に係わることを審議する運営会議、意見書のライティング等を行う作業検討会は従来どおり非公開。</li> <li>・公開は今月末に開催する「第 3 回住民参加部会検討会」からとする。</li> <li>・また、運営会議については運営会議メンバー以外の委員に傍聴を認める。</li> <li>・傍聴人数、受付方法、資料配付等詳細な運営については、持ち回りの運営会議において決定する。</li> </ul> <p>②第 52 回委員の議事次第について</p> <p>第 52 回委員会の議事次第について検討がなされた。</p> <p>③第 52 回委員会の進め方について</p> <p>(i)平成 17 年度事業の進捗点検についての意見書への少数意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金盛委員から表記についての意見が出されているので、委員会での説明と、少数意見として審議することにする。</li> </ul> <p>(ii)ダム等の管理に係わるフォローアップについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム管理に係わるフォローアップの進捗体制はダムワーキングで行う (前回運営会議決定事項の確認)。</li> <li>・ダムワーキングでは、計画中の 5 ダムについて、事業化までにまだ相当年数費やされることを念頭において、それまでの間どのように治水、利水対策を実施しなければならないか委員会として明確にしておく必要があることから、それも合わせて検討する。</li> <li>・担当者については、今後検討したい。</li> </ul> <p>(iii)部会・WG の検討状況と今後の予定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会、WG について、利水・水需要管理部会は荻野部会長、意見聴取反映 WG は田中リーダー、水位操作 WG は西野リーダーがそれぞれ進捗状況について報告する。</li> <li>・地域別部会は 3 回予定されているが、テーマ別部会を中心に行い、その検討結果を踏まえて年度末までに 1 回ないし、2 回程度開催するのがよい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>		

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

淀川水系流域委員会 第 52 回委員会 (2006. 10. 10 開催) 結果報告		2006.10.27 庶務発信
開催日時	2006 年 10 月 10 日 (火) 16:00~19:20	
場 所	みやこめッセ 地下 1 階 第 1 展示場 A 面	
参加者数	委員 16 名、河川管理者 (指定席) 17 名、一般傍聴者 (マスコミ含む) 119 名	
<p><b>1. 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議資料 1 「平成 17 年度事業の進捗点検についての少数意見」を少数意見として「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成 17 年度事業の進捗点検についての意見書」に付する。</li> <li>・ 「ダム等の管理に係るフォローアップについての報告書」をまとめるための WG を発足する。WG リーダーは今本委員、WG 委員は全委員とする。</li> <li>・ 部会検討会および WG 検討会については、一般の方も傍聴できるようにする (傍聴可能人数や傍聴申込手順等、具体的な方法については後日検討する)。作業検討会については、従来通り、非公開とする。運営会議については、希望する委員は傍聴できるものとする。</li> <li>・ 事業中の 5 ダムについて検討を行う WG を発足する。丹生ダム担当は今本委員、大戸川ダム担当は澤井委員、天ヶ瀬ダム担当は綾委員、川上ダム担当は川上委員、余野川ダム担当は高田委員。具体的な検討の進め方は後日検討する。</li> </ul> <p><b>2. 報告の概要</b>：庶務より報告資料 1 を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。</p> <p><b>3. 審議の概要</b></p> <p><b>①平成 17 年度事業の進捗点検についての意見書への少数意見について</b>  審議資料 1 「平成 17 年度事業の進捗点検についての少数意見」について委員から説明がなされた後、「1. 決定事項」の通り、審議資料 1 を少数意見として付することが決定した。</p> <p><b>②ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について</b>  「ダム等の管理に係るフォローアップについての報告書」の検討体制について意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通り、WG の発足が決定した。</p> <p><b>③部会・WG の検討状況と今後の予定について</b>  審議資料 3-1「住民参加のさらなる進化に向けて」、審議資料 3-2「利水・水需要管理部会検討資料 目次案」、審議資料 3-3「水位操作WG 意見書 目次案」を参考に、検討経過や意見書作成状況について部会長および WG リーダーから説明がなされた。その後、審議資料 3-1「住民参加のさらなる進化に向けて」と事業中の 5 ダムについて意見交換がなされた。主な内容は以下の通り (例示)。</p> <p><b>○「住民参加のさらなる進化に向けて」に関する意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川管理者は流域委員会に河川法が規定している「必要があると認められるとき」や「必要な措置」について意見を求めている。意見が分かれている重要な事業 (例：狭窄部開削、洗堰水位操作、淀川河川公園 等) ごとに意見を述べる必要があるのではないかと。意見書の目次案やたたき台で河川管理者の要請に応えられるのか、疑問だ。</li> <li>・ 「社会的合意」については河川管理者から意見を求められていない。意見書をまとめる必要性を感じない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←流域委員会は「提言」の中で「社会的合意」について述べたが、「社会的合意」の内容について明確な記述をしなかった。この機会に流域委員会としての見解を述べておきたい。</li> <li>←「社会的合意については河川管理者から意見を求められていないから書かないでよい」という意見には反対だ。流域委員会は「提言」で「社会的合意」という言葉を使い、批判を受けていることも確かだ。できるだけ「社会的合意」についてまとめて、その意味を示したい。</li> </ul> </li> <li>・ この意見書の重要な部分は、「II 章 3.意見聴取と反映の仕組み」だと思っている。しかし、この項の本来の趣旨は「聴取した意見の反映の仕組みづくり」だ。趣旨を変えた方がよい。</li> <li>・ 住民参加制度は、行政によるよりよい計画づくり、よりよい施策のための手続きだ。決して根拠のない制度ではないが、住民参加制度の内容は多義にわたる。どのような内容を住民参加制度に盛り込むかは様々な考え方がある。日本では個別の法律の中で定められているが、あくまでも「意見を聴く」ととどまっている。しかし、住民参加制度の根拠に遡れば「意見を聴く」ととどまっていなくてはならず、「意見反映」に踏み込まないといけない。河川法は「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定しており、河川法においてどのような住民参加をするのか、実質的な住民参加をどのような方法で実現するのかを模索しなければならない。流域委員会は河川管理者が実施した対話集会を検討し、効果的で実質的な住民参加を実現するための手法を示しておく必要がある。</li> </ul>		

## ○事業中の5ダムについて

事業中の5ダムについてさらに意見を述べるかどうかについて検討がなされ、「1.決定事項」のとおり決定した。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・河川管理者は「淀川水系5ダムについての方針」（平成18年7月）において、3つのダムは実施、2つのダムは当面実施しないという方針を示した。流域委員会はこの方針への見解を示したが、今後、仮に「当面実施しない」となった場合に「当面」の間に何をしておくべきなのか、あるいは「実施する」となった場合に実施までの期間に何をすべきなのか、WGで議論をして意見を述べておかなければならないと考えている（委員長）。
  - ←委員長の提案に賛成したい。次期次流域委員会にも関連してくる。現委員の任期中に河川管理者から河川整備計画原案が示されるかどうかは甚だ疑問であり、おそらく現流域委員会が意見を述べる機会はないだろう。これまでの流域委員会の活動・神髓を次期流域委員会に継続しないといけない。そのためにも事業中のダムに対する一定のとりまとめをして、次期流域委員会に継承しないといけない。
  - ←ご意見と意気込みは理解できるが、残りの時間で意見書作成の見通しが立つのか。どのような意見書にするつもりなのか、もう少し具体的に示してもらわなければ、見通しを立てることもできない。
- ・利水・水需要管理部会の検討資料目次（案）では、「三重県の利水」と「琵琶湖の夏期制限水位と異常渇水時の水位低下」について記載されているが、事業中のダムに係わる事項なので、ダムWGで検討を進めたい。
- ・滋賀県知事は丹生ダム凍結を掲げて当選した。これは民意ではないか。前知事は丹生ダム早期着工を要請していたが、流域委員会はこの変化をどう受け止めるのか、検討して欲しい。

## ④その他

### ○部会検討会およびWG検討会の一般傍聴者への公開について

非公開で開催されている部会検討会およびWG検討会の一般傍聴者への公開について意見交換がなされ、「1.決定事項」のとおり決定した。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・非公開で開催してきた部会検討会とWG検討会を一般傍聴者に公開することができないか。先着順になるかもしれないし、配付資料も渡せないかもしれないが、公開できないかと考えている（委員長）。
  - ←5～10名程度であれば大丈夫ではないか。当日、一般傍聴者から意見を聴取することも重要だ。
- ・地域別部会をどうするか。テーマ別部会の議論は地域別部会の課題でもある。地域別部会で議論をする必要があるのではないか。地域別部会は事業中の5ダムとも関わりが深い。
  - ←できるだけ足並みをそろえたい。今後検討する（委員長）。

○次期流域委員会について：次期流域委員会について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・現流域委員会は次期流域委員会の体制について決定する立場にはないが、第1次流域委員会は第2次流域委員会の体制について意見を述べた。次期流域委員会に対するご意見があればお願いしたい（委員長）。
- ・次期流域委員会の委員公募がはじまっていない。次期流域委員会について何か決まっているのか（委員長）。
  - ←何も決まっておらず、委員選定も始まっていない。今後どうするのか、検討を行っている（河川管理者）。
- ・河川整備計画原案に対して意見を述べるのが流域委員会の本来の任務であり、原案が出てこないのであれば、流域委員会を継続するのが筋だ。少なくとも委員の公募は原則として継承されなければならない。
- ・河川管理者はこれまでの流域委員会の活動を「河川整備計画を策定する」という立場から見てきた。次期流域委員会については全面的に河川管理者に預け、適切な委員を河川管理者が選定すればよい。
- ・委員選定の際には出席率を考慮すべきだ。委員の年齢制限もやめておくべき。活動内容を評価すべきだ。
- ・流域委員会の特徴は、労を厭わず自ら筆を執り、河川管理者とキャッチボールをしてよりよいものを示すことだ。これを次期流域委員会に継承しなければならないし、継承できる委員と共有できる新しい委員を選定して頂きたい。河川管理者には、速やかに次期流域委員会設置に向けた考え方を示してもらいたい。
- ・次期流域委員会に対する流域委員会の意向を伝える要望書をまとめるべきではないか。

←運営会議で検討させて頂きたい（委員長）。

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取：6名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・次期流域委員会でも委員公募はすべきであり、審議内容の継続という観点からみて、現委員の半数以上が残らなければならない。委員会は期限を区切って河川管理者から次期流域委員会についての回答を求めるべきだ。また、制度として住民が意見を述べる機会はあるが、ほとんどの住民が知らない。「知らない住民が悪い。行政としては手続きを踏んでいる」というのがこれまでの行政側の主張だったが、流域委員会はここをきちんとやってきた。社会的合意のあり方を示すのが住民参加部会の役割だ。どうすれば社会的合意が得られるかを示して欲しい。
- ・次期流域委員会では、整備計画原案の審議ができるよう、現在の全委員を再任するよう求める。6月に前深瀬川環境探索ハイキングや地元団体と連携した水質調査を行った。きれいな水源地域と思い込んでいたが、汚染水だった。水生生物簡易判定でやや汚い水、パックテストで COD 化学的酸素要求量 8 ppm。2001 年、2002 年の木津川流域一斉水環境調査でもワースト上位だった。これは川上ダム建設事業実施と無縁ではない。ハーモニーフォレスト整備事業や産廃の違法投棄等、ダム事業者は責任を受けとめ、汚染源の追及と対策を実行する責務を認識して頂きたい（参考資料 1 No.717）。高山ダムについては、曝気装置の効果が全く上がっていない。8月に3度観察調査を行ったが、曝気で吹き上がる水は緑色（アオコ）だった。高山大橋付近は赤色（赤潮）だった。他にも、重金属、化学物質、ヘドロによって高山ダム湖は重症であり、解決にはダム撤去か治水専用ダムへの変更しかない。高山ダムの利水にしても京阪神は水余り状態であり、発電についても関西電力もコストの高い小規模発電所が邪魔になっている。高山ダムの貯水を廃止することがダム湖周辺を含めた環境回復のための必須条件だ。月ヶ瀬地域は高山ダムによって月ヶ瀬梅溪を失った。奈良市に対し世界文化遺産月ヶ瀬梅溪創造事業を立ち上げるよう提案しているが、地域住民大半の希望は月ヶ瀬梅溪の復活であることを知って頂きたい。
- ・淀川フルプランに関しては、平成 14 年 10 月に各府県に水需給想定調査が国土交通省水資源部から発出されているがいまだに回答がない。一方で、水資源機構法施行令 18～42 条「撤退ルール」によると利水者が水資源開発事業から撤退するという公文書を送れば撤退ルールが発動すると水資源機構施行令の担当課から聞いたが、例えば大阪府は丹生ダムからの撤退を表明しながら公文書を出していない。利水者総撤退でありながらいまだに白紙に戻らない丹生ダムに関して十分な透明性と説明責任を果たすべきだ。それから、異常渇水の頻発が問題になっているが、「渇水」とは何か、利水安全度や維持流量は妥当なのかといった議論が十分なされていないのではないかと。異常渇水や水資源開発の専門家金城学院大学の伊藤達也氏のご意見も含めて、次期流域委員会でも継続して議論をお願いする。
- ・第 2 次流域委員会は河川工学者を増やして 10 名になったが、すでに 1 名やめており、他の河川工学専門委員の出席率もよくなく、機能していない。また、第 1 次流域委員会の地域に特性に詳しい委員 16 名のうち 4 名だけが継続で新規委員は 1 名だけだった。住民代表の委員を残すことが一番の住民参加ではないか。監視している者がいるということを中心して臨んで頂きたい。
- ・河川管理者の回答に誠意がない。一般傍聴者の意見へも回答していくべきだ。ダムのフォローアップに関しても、河川管理者が環境委員会に提出した資料を流域委員会に出すべきだ。河川管理者は仕事を放棄しているのではないかと。
- ・一般住民の会議傍聴と発言は住民参加において重要なことだ。公開で会議を開催することは何より重要だ。一般傍聴者には河川管理者も多く、これをきちんと精査すれば、大きな会場は必要ない。また、次期流域委員会が危うい状況というのはとんでもないことだ。流域委員会をやめれば河川管理者は地元住民の信頼をすべて失う。委員公募も重要だ。こういった手順を踏んでいかないと社会的合意には到達しない。制度的に保証していくことが非常に大事だ。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

淀川水系流域委員会 第3回住民参加部会検討会（2006.10.30開催）結果報告		2006.11.10 庶務発信
開催日時	2006年10月30日（月）16：00～18：30	
場所	ぱるるプラザ京都 5階 会議室B	
参加者数	委員12名 河川管理者25名 一般傍聴者5名	
<b>1. 決定事項</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>第10回住民参加部会(11/15)では、各委員会における住民参加の現状と今後について河川管理者から説明をして頂く（「2. 検討の概要」参照）。また、「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について議論する。</li> </ul>		
<b>2. 検討の概要</b>		
<b>① 各種委員会における住民参加の現状</b>		
<p>委員より、資料1「淀川水系河川整備計画基礎案に関連する委員会などに関する住民参加の進捗度検討資料」について説明がなされた後、委員と河川管理者との質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。</p>		
<b>○各委員会における住民参加について</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>常設委員会（湧水対策会議や水害に強い地域づくり協議会等）と一次的につくられた委員会（イタセンパラ協議会等）が判別できるようにしておいてもらえるとわかりやすい。また、各委員会に河川管理者がどういう立場で参加しているのかが分かればよい（一部を住民に任せている等）。</li> <li>丹生ダム関連の検討委員会（No83～85）の「意見聴取法」の回答が「住民参加は無い」となっている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←動植物の保全対策を考えるために学識経験者からご意見を伺っている。住民からご意見を伺っていないので「住民参加は無い」と回答した。調査結果についてはHPで閲覧でき、HPでは意見を提出することができるようになっている（河川管理者）。</li> <li>←住民の視点が必要な委員会もあるのではないかと。住民や自然観察員が汚染水の実態等を最初に発見したという事例もある。専門家だけでよいというわけではないと思う。</li> <li>←環境については行政と住民が連携して管理していく視点が重要だ。「環境については住民参加が重要」という点が意見書に盛り込まなければならない。</li> </ul> </li> <li>各委員会の規約があれば、提供して頂きたい。学識経験者の意見を聴くことを目標としている委員会であれば、住民が入ることもないし、住民の意見を聴くこともないだろう。各委員会の設置目的や河川管理者の位置付けを確かめるためにも規約を示してもらいたい。規約において住民参加が明確になっているかどうかという点は、流域委員会が意見を述べる際のチェックポイントにもなる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←最近設置した委員会については調べられるが、昔に設置した委員会についてはわからないこともあると思う。まずは、住民参加があってしかるべき委員会を流域委員会にピックアップして頂いた方がわかりやすいのではないかと考えている（河川管理者）。</li> </ul> </li> <li>水害に強い地域づくり協議会（琵琶湖）では、「意見聴取手法」として「ハザードマップ作成に関わるワークショップ」と回答されている。ワークショップ形式は他の委員会でも実施されているのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←水害に強い地域づくり協議会の構成は「学識経験者＋行政のみ」なので、現在の段階では住民参加を実施していないが、その流れをくむ草津市が主体となってハザードマップ作成のためのワークショップを実施している。浸水想定区域図作成は技術的な検討なので「学識経験者＋行政」だが、今後ハザードマップの作成段階になってくれば、ワークショップ形式での住民参加が必要になってくると考えている（河川管理者）。</li> <li>←宇治市でもハザードマップ作成に住民が関わっている。水害に強い地域づくり協議会は少しわかりにくい。市町村の独自の活動を束ねて情報交換をしながら各市町村のレベルを高め、そのために国や府県が支援していく、そういう枠組みが「水害に強い地域づくり協議会」だ（河川管理者）。</li> <li>←猪名川では、河川管理者と府県でつくっている総合治水対策協議会があり、水害に強い街づくり協議会の役割を持たせている。具体的な検討は下部の専門部会で行っている（河川管理者）。</li> </ul> </li> <li>各委員会の配付資料や議事録を提供して頂くことは可能か。 <ul style="list-style-type: none"> <li>←公開されている委員会はHPで公開されている。過去の委員会や水害に強い地域づくり協議会のような位置付けの委員会については、わからない部分もある（河川管理者）。</li> </ul> </li> <li>国交省の外郭団体の取り組み（プロジェクトワイルド等の環境教育リーダー育成）について調べてもらって、河川整備計画の中でどう活かせるのかを検討してもらいたい。</li> </ul>		
<b>○第10回住民参加部会(11/15)で河川管理者から説明して頂く重点項目について</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1に記載されている各委員会のうち、下記の重点項目について第10回住民参加部会で河川管理者からの説明をお願いする（部会長）。</li> </ul>		

- ・ 水害に強い地域づくり協議会（No.12、54～57）における住民参加について説明をお願いします。
  - ←水害に強い地域づくり協議会における住民参加について、現在の状況と今後どう考えていくか、各河川事務所の方向性を示すということによいか（河川管理者）。
  - ←それでよい。特に水害に強い地域づくり協議会の「自分で守る みんなで守る 地域で守る」は住民と一体になってやらなければ効果が上がらない。制度としてどう進めていくのかを伺いたい。
  - ←基本的には整備内容シートの資料で対応し、資料の内容が古ければ、更新した資料で説明するということで進めたい（河川管理者）。
- ・ 水質改善のためには住民の努力が不可欠だ。琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（No22～25）における住民参加を今後どういう方向で進めるのか、説明をお願いします。
- ・ 渇水対策会議（No67～72）における今後の住民参加について説明をお願いします。
  - ←渇水対策会議では、渇水調整だけではなく水需要抑制も視野に入れた取り組みをしていく。また、節水等の啓発をどう進めていくのかを検討していく。渇水対策会議の中での直接的な住民参加は今のところ考えていない（河川管理者）。
- ・ 河川管理者には、上記重点項目の「その他」という回答の中身について次回部会で質問すると思っ  
て欲しい。また、重点項目以外の「その他」については分かる範囲で説明を追加して頂きたい（部会長）。

## ②「住民参加のさらなる進化にむけて(案)」たたき台についての意見交換

資料2「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について意見交換がなされた。主な意見は次の通り(例示)。

- ・ 具体的に何をすればよいのかが分からない。まだまだ抽象的な内容だ。河川管理者の役に立つ意見書であって欲しい。また、「～でしょう」という表現には違和感がある。
- ・ ハザードマップ作成に係るワークショップは有効だと思う。住民自身の取り組みを考える上でワークショップは重要だ。意見書でもそういった具体例を書いてはどうか。
- ・ サイレントマジョリティの定義が P13 と P14 で違っている。統一しておいた方がよい。
- ・ 「⑥責任ある発言かどうかの判断」(P9)について述べられているが、「責任ある意見かどうか」で判別するのではなく、「議論の目的に沿うかどうか」といった視点で取捨選択をする必要がある。
- ・ 住民意見の聴取反映は、行政計画過程の透明化と表裏一体である点を指摘しておく必要がある。行政計画の作成過程を透明化することによって、地域住民に計画の内容が明らかになり、確実な情報が容易に得られるようになる。よりよい計画づくりという最終目標に向けた手法として、計画過程を透明化し、そのことによって住民から有益な意見が出てくる。住民意見の反映は、行政計画過程の透明化によってかなりの部分が達成される。こういった点を意見書で触れておいて欲しい。
- ・ 「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について河川管理者からもご意見を頂きたい。意見があれば庶務に伝えて頂きたい（部会長）。

## ③ 一般傍聴者からの意見聴取：4名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・ 新聞報道（次期流域委員会休止）についても議論をすべきだ。傍聴している住民が少ない。学識経験者だけの意見で議論が進んでいる。地方の委員会や審議会等についてもタイムリーに議論をするべき。
- ・ 「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」の「はじめに」では、河川法に触れた上で、積極的な住民参加を行って住民意見を河川整備計画に反映させるべきであり、そのための新たな意見聴取反映の仕組みについて提案するとしている。しかし、河川法は「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じること」以上のことを述べているわけではないし、まして「関係住民の意見を反映させなければならない」と述べているわけでもない。流域委員会は、河川法に安易にのりかかるのではなく、よりシビアな検証（外部の法律家の意見聴取等）により、十分な議論をして欲しい。
- ・ 生徒が教師に抱く「自分の意見をとりいれてくれるはずがない」という思いは、住民意見にも当てはまる。聴く側の姿勢が問題だ。流域委員会は、住民を学識経験者として迎え入れたから、一般からの意見をたくさん集めた。河川管理者には聴く姿勢が大切だという点を分かって頂きたい。
- ・ さまざまな対話集会が行われたが、どの時期にどのようなタイプの会議を開くべきか、はっきりさせるべきだ。また、反映させるべき意見を選択する必要もある。サイレントマジョリティにはいいかげんな意見も含まれているので把握していかないといけない。住民意見は変化している。住民意見の内容をモニターして、サンプリングデータを積み重ねていけば、住民像は浮かび上がってくる。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

開催日時	2006年10月30日（月）18：35～20：10
場所	ぱるるプラザ京都 5階 会議室B
参加者数	委員16名 河川管理者27名 一般傍聴者5名

## 1. 決定事項

- ・10月24日の近畿地方整備局局長の就任記者会見における発言、その後の国土交通大臣の発言、自治体首長の流域委員会への批判について、公開の場で局長に説明して頂くよう要請する。

## 2. 質疑応答の概要

### ① 河川管理者からの説明と質疑応答

委員長より、本検討会の開催趣旨について説明がなされた後、河川管理者より近畿地方整備局局長就任記者会見での発言等に関する説明がなされ、質疑応答が行われた。主な内容は以下の通り（例示）。

- ・10月24日の近畿地方整備局局長の就任記者会見において、流域委員会を休止するという発言があったとの新聞報道がなされた。これを受け、10月27日に発言の趣旨を早い段階で説明してもらうよう局長に申し入れを行おうとしたが不在だったため、河川部長に対応して頂いた。その結果、本日の検討会で説明して頂くこととなった。その後、国土交通大臣から「流域委員会は継続」といった発言があったとの報道もなされた。できるだけ具体的かつ正確に局長と大臣の発言について説明して頂きたい（委員長）。

←10月24日の局長就任記者会見における発言について局長に確認し、以下の趣旨であるとのことなので、説明したい。

「10月17日に流域委員会廃止の危機という報道があり、そうした中で10月24日の局長就任記者会見後に流域委員会廃止の心配について関係質問があった。それに対し河川整備計画に関連して意見を聞くために設置した委員会であり、17日の報道にあったような流域委員会廃止という事実はなく、河川整備基本方針策定までの時間的な関係で、結果として一たんお休みになるのではないかという考えを申し上げました。そのようなやりとりの中でのことなので、事前に流域委員会にお断りしておくというのではないと思っています。なお、一連の新聞報道は「流域委員会は脱ダムを主張して国土交通省と対立している」という内容でしたが、近畿地方整備局として流域委員会のダムについての評価内容をもって同委員会を改善すべきと言っているものではなく、24日の記者会見の場でもそのような話は一切出ていません。あくまでステップとしての話をしたものであり、メディアによっては「流域委員会継続」との報道があったのもそのためだと思われます。流域委員会を廃止するつもりはなく、現在流域委員会にお願いしたことに関するご意見などについては任期中にきちんと頂きたいと思っています。ただ、流域委員会を含め、これまで河川管理者が行ってきた学識者、住民の方々や地方公共団体からの意見聴取の方法について、さまざまなご意見を頂いており、よい評価を受けている点については進め、逆に批判のある点については改善していく必要があります。その検討のためにも時間を頂き、その際、住民参加等について工夫していくことも大切と考えています。いずれにしろ、河川整備計画を検討するに当たっては、流域委員会の委員をはじめ、住民の方々や地方公共団体の長にご意見を聴く必要があります。策定された河川整備基本方針を受け、これまで以上にご意見を伺うことなど、さまざまな努力をしていく所存です」

以上が局長に確認をした内容となっている。次期流域委員会については現在検討中で、整理ができ次第公表していくが、公表時期はまだ決まっていない。いずれにしても、流域員委員会を含めた現在の意見聴取の方法について、よい評価を受けている点については継続し、批判を受けている点については改善していく、というのが基本的な考えです。

今後の流域委員会に関して大臣と局長の発言に齟齬があるという一部報道がなされた。近畿地方整備局では、現時点で大臣発言の詳細について把握できていないが、今後のスケジュールとして流域委員会に一時休止期間があることは大臣にもご了解頂いており、大臣と局長の考え方に齟齬はないものと認識している。本日の事務次官会見の中で、大臣の真意を伺ったところ、来年1月に現委員の任期が切れるのは事実だが、整備計画策定にあたって流域委員会の意見を聴く必要があるという原則論を述べられ、時間的な継続性でなく、実質的な議論の継続性という趣旨であり、1月は仮に無理としても、委員が長期間不在になるのは好ましくなく、できるだけ早期に基本方針を策定し、適切な時期に委員を選定するよう指示を受けたという事務次官の発言があったと聞いている（河川管理者）。

- ・局長は「流域委員会は工事实施基本計画にいろいろな意見を述べた」と発言していたと聞いたが、それは事実誤認だ。認識不足であり、流域委員会を侮っている。また、大臣と局長の発言には明らかな齟齬がある。大臣は「できるだけ早期に基本方針を策定し、適切な時期に委員を選定するよう」指示したと

ということだが、大臣と次官と局長で発言の内容が違っているのではないか。

←近畿地方整備局としては齟齬はないと思っている（河川管理者）。

←局長は、次期流域委員会は「整備計画の原案ができてから」といった趣旨の発言をしている。整備計画原案ができるまで、1年間休止なのか、2年間休止するのか、全くわからない。

- ・局長は流域委員会がどういう趣旨で設置され、河川管理者とどのような共同作業をやってきたのかを正確に知っていなければならないが、一連の流れを見ている限り、正確に承知されているとは思えない。局長の発言は、「原案に対して意見を述べるのが流域委員会であり、原案がない間は流域委員会の仕事はないので立ち上げる必要はない」と言わんばかりだ。しかし、近畿地方整備局と流域委員会の共通の目標は、新しい審議の形と計画づくりによってより良い計画をつくっていくということであり、そのために諮問がなされた。規約第2条には「（1）淀川水系河川整備計画（案を含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べること」とあり、計画の早い段階から進捗の状況を合わせて意見交換をしていくために流域委員会をつくった。局長の発言は、学識経験者の意見を聴く組織がまだなくこれから新たにつくろうとする状況で述べたのであればまだしも、5年9ヶ月もの流域委員会の活動を認識した上での発言ではない。これまで流域委員会と一緒にやってきた河川管理者も局長発言が悔しくないのか。局長発言はこれまでの活動の全否定だ。

←5年9ヶ月間にさまざまな意見を参考にさせて頂き、実施できるものは実施してきた。大切にしていくなさるべきだ。その一方で、よりよい意見聴取をしていきたいという河川管理者の考えも事実であり、自治体首長から批判を受けている部分があることも事実だ。河川管理者内部で検討を進めており、時間がかかり、結果として一次的に休むかもしれないというのが局長の趣旨だと理解している（河川管理者）。

←「批判を受けている」ということだが、それはどういうものなのか。河川管理者からは一切説明がなかった。具体的に説明しないのはなぜか。きちんと説明して欲しい。さまざまな意見があっても当然であり、その中には批判的な意見もあるだろう。ただ、その批判をもって「ただちに2月に新委員を任命しない」という根拠はどこにあるのか。

←そのための整理を進めている。批判にあたるのかどうかという点も含めて検討している（河川管理者）。

←「批判を受けている」というのは、これまでの意見書の内容への批判なのか。それとも流域委員会のあり方に対する批判なのか。次期流域委員会委員の選考がまだ行われていない。「批判」と関連しているとは思いますが、なぜ次期委員選考にとりかかれぬのか。

←さまざまな意見を踏まえて、よりよい意見の聴き方を検討しているためだ（河川管理者）。

- ・本日の検討会で局長が自ら説明するべきではなかったのか。委員会を軽視している。近畿地方整備局の流域委員会に対する評価が変わったのか。

←河川調査官が説明せよということだった。近畿地方整備局の評価は変わっていない（河川管理者）。

←公開の場で局長に説明して頂くことを提案する。また、局長と大臣の発言記録が欲しい。局長の発言は流域委員会と河川管理者の信頼関係を壊した。局長の発言は国交省の統一方針ではなく局長の恣意的な判断だと考えてよいのではないか。局長は進退をかけて信頼関係をはかる必要がある。

←場を改めて、局長に発言意図や自治体首長の批判等について説明してもらふべきだ。流域委員会への批判があるのは当然だ。批判を受けて、今後の新しい委員会のあり方について議論をして、その結果、記者会見をするというのが健全なあり方だったのではないか。

## ② 一般傍聴者からの意見聴取：3名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・「流域委員会からは相当意見を頂いたがやりすぎという人もいる。首長の評判もよくない」という朝日新聞の記事が本音だろう。住民意見の聴取反映、水需要管理、ダムや堰の環境問題等、まだまだ審議が足りない。自治体首長の批判の内容について公開できないのであれば、そういった発言をすべきではない。流域住民を馬鹿にしたもので、流域委員会の努力に泥を塗るものだ。
- ・よい川づくりをしたいという熱意で流域委員会は支えられてきた。休止するという局長の発言は残念だ。審議を続けていかなければいけない。まだまだ時間が足りなくらいだ。河川管理者には、流域委員会に期待をかけている住民が全国にいることを理解して頂きたい。
- ・場を改めて局長に発言の趣旨を説明してもらふのであれば、第一次流域委員会委員にも集まってもらってはどうか。また、現場の河川管理者の考えも聞いてはどうか。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

開催日時	2006年10月31日（火）16:30～18:45
場所	みやこめっせ 地下1階 大会議室
参加者数	委員14名 河川管理者27名 一般傍聴者4名

## 1. 決定事項

- ・「水需要管理に向けて」たたき台（061031版）の議論が必要な点（環境コスト負担制度、大阪府水道、国と地方の財政問題、第4章全般）については、第6回水需要管理部会(11/23)にて審議を行う。
- ・「水需要管理に向けて」たたき台（061031版）への意見があれば、11/12までに提出する。頂いた意見に応じて作業検討会の開催について検討する。

## 2. 検討の概要

### ① 河川管理者 資料2「10.10検討会 追加説明」について

河川管理者より、資料2「10.10検討会 追加説明」を用いて説明がなされた後、委員と河川管理者との質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。

- ・河川管理者としては、即座にフルプランを廃して法律を改正するという対応はしづらい。ただ、社会情勢の変化（右肩上がりの開発主導は過去の話）は理解しており、管理中心的考え方のもと、フルプランの「その他重要事項」が重要になってきていると認識している。例えば、水利用の合理化に関する施策として、神戸市等で下水処理水の有効利用がなされたり、丹生ダムや川上ダムで不十分ながらも環境保全の取り組みを積極的に進めている。20～30年先の姿をはっきりと示せないが、水利用の合理化等の重要度は増していくと考えている。「水需要管理に向けて」の取り入れられる部分は取り入れていきたい（河川管理者）。
- ・琵琶湖各年最低水位グラフ（P7）では、実績水位とシミュレーション（実績 H4 水需要・25m<sup>3</sup>/s・取水制限なし）結果が併記されている。その年の実際の水需要を考慮せずにシミュレーションするのはおかしい。
  - ←本省のHPで示されている利水安全度と近畿地方整備局の説明が食い違っているというご意見を頂き、前回検討会でその説明を行った。今回の説明資料では、前回検討会の説明に対する「実績水位はどうなっているのか」という委員の質問に対応するために実績水位を併記した（河川管理者）。
  - ←「実際の状況に合わせる」という意味のシミュレーションとは違う。一種の政策シミュレーションだと言える（河川管理者）。
- ・大阪府営水道は河川管理者が示した実力評価の数値(0.78)を実際を使用した。河川管理者は、実力評価の数値をどのように利水者に示したのか。また、他の利水者はこの数値をどのように使ったのか。
  - ←関係府県や利水者との情報交換会（平成16年9月）で示した。利水者が実力評価の数値をどう採用したのかは、大阪府営水道以外はわからない（河川管理者）。

### ②「水需要管理に向けて」たたき台（061031版）についての意見交換

委員より、資料3「水需要管理に向けて たたき台（061031版）」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

#### ○「はじめに」について

- ・「はじめに」の冒頭3行は「明文化し、方向が示された」という表現になっているが、一般的な「河川環境の整備と保全が目的に加えられた」という表現に訂正してはどうか。
- ・P2③に「環境負担制度を含めて、水需要抑制を促進する社会制度を導入する」とあるが、P16やP32では環境負担制度への異見も併記されており、流域員会の立場がわからない。これでは意見の羅列だ。
  - ←確かに P2 ①～③と P14～17 で意見が違っているので調整した方がよい。また、P2③の「環境負担制度」は正しくは「環境コスト負担制度」だろう。「社会制度」という用語も「水価格制度」や「環境負担制度」のことだと思われるので、語句を再検討した方がよい。
  - ←「環境フリーライダー」（P33）にも違和感がある。整合性をはかった方がよいのではないか。
  - ←あえて部会としての考え方を一本化していない。河川管理者へのメッセージとして、意見書として1つの流れをつくりつつ、別の意見や異なる意見があるということ表現したいと考えた。別の意見や違う意見を本文の中に入れ込むと混乱するため、箱書で表現している（部会長）。
  - ←これまで、流域委員会としての意見を述べた上で、少数意見を付するというやり方をとってきた。
  - ←利水については1つの筋書きで書けるものではないだろう。さまざまな考え方がある中で、流域委員会の方向性を示しつつ、箱書で補足するということだと思う。工夫された作り方だ。
- ・たたき台には、部会や検討会で議論されていない新しい提案が書かれている。どこで検討するのか。
- ・意見書全般に言えることだが、環境の狭い視点と広い視点がごちゃ混ぜになっている。整理して欲しい。

#### ○第2章「開発行政からの転換」について

- ・国と地方の財政問題について「すなわち、国と地方および国民経済の安定の観点から水需要の拡大を意図する事業は受け入れられない状況にある」としている（P13）。水需要に応えることは重要な行政課題であり、本当に水需要の拡大が必要であればそのための事業をやらないといけない。

- ・「整備計画には河川法に謳われているように河川環境に重点を置く制度改革が織り込まれなければならない」（P14）とあるが、河川整備計画に制度改革を盛り込むことが適当なのか。むしろ逆ではないか。
- ・「淀川の流量について」（P15）の前段の記述が事実であれば教えていただきたい。瀬田川洗堰では「自然流況とは正反対の著しく異なった様相となる」ような操作はしていない。また、上流で雨が降っても淀川の水位があまり上昇しないのでフナやコイの産卵に支障が生じているとの記述があるが、データ等を教えていただきたい（河川管理者）。
  - ←コイやフナが産卵できなかったことを証明するのは難しい。淀川で晴天でも洗堰の全開放流によって楠葉付近の水位が上昇するというケースは起きている。
  - ←上流に雨が降ったから洗堰の全開放流を実施した。つまり、淀川で雨が降っていなくても上流で雨が降れば淀川の流量が増加することはある。洗堰では「自然流況とは正反対の著しく異なった様相となる」操作まではしていない（河川管理者）。
- ・「1.3 課題の整理」（P6）では、少雨化傾向と異常渇水が新たな水資源開発の要因だと説明しているので、「2.1 利水管理理念の転換」（P12）においてもこれらについて触れて欲しい。少雨化傾向と異常渇水によって水需要が増えるとしても不安定な要素だ。新たな水資源開発によらず、水需要管理によって供給の余裕をつくっておくことが大事という記述を追加して欲しい。

### ○第3章「水需要管理の具体的施策の検討」について

- ・「淀川大堰の環境への影響」（P23）で、淀川大堰の操作が魚類の衰退をもたらしたと断定するのはどうか。流域委員会が断定したことになるので、考慮されてはどうか（河川管理者）。
  - ←環境委員会ではそのような議論をしている。浅場がなくなっていることは確かだ。
- ・「少雨化傾向と利水安全度」（P20）で大阪府営水道をとりあげる理由は何か。大阪府では安威川ダムの審議は終わっている。流域委員会がこの意見書を出せば混乱する。0.78 を採用したことが問題であれば代替案を示すべきだ。「少雨化傾向と利水安全度」を削除して頂きたい。残すにしても「利水者の自己責任において安定供給に投資する」とも符合し」という記述は批判しているようにも読める。
  - ←水マネジメント懇談会は水道事業者に対して、自己責任による安定給水の確保とそのための投資を促した。しかし、この考え方はおかしいのではないか。水需要管理による安定給水が求められているのではないか。大阪府は利水安全度 0.78 を使って安威川ダムに新規利水容量を決定したが、そういうやり方ではなく、水利権の転用等をしていくべきだと述べている。
  - ←「少雨化傾向と利水安全度」は事例紹介として残しておいた方がよい。
  - ←この意見書で問題提起したいのは、新たな水資源開発の理由の1つとして利水安全度が持ち出されるということと水マネジメント懇談会の考え方の背景について問題提起であり、この例として大阪府をあげている。ただ、あえて大阪府の例をあげるのはどうかという疑問もあるだろう。「少雨化傾向と利水安全度」を残すなら、利水安全度を軽々に使ってはならない、水マネジメント懇談会の考え方が様々な問題を起こしているという問題提起を中心に書いた方がよい。

### ○第4章「新たな淀川利水管理にむけて」について

- ・この意見書を受け取った河川管理者は「具体的に何ができるか」と考えるだろう。委員会もそれを承知で書いている。河川管理者が自らの権限の中でできることは少ないかもしれないが、権限の枠内でもできることはあるはずなので、取り組んで欲しいという文章を追加してはどうか。
- ・第3章と第4章の関係がわからない。第4章の表題は変えてはどうか。
  - ←作業検討会で「組織的な対応」を第3章から切り離して第4章として追加した。第3章は各問題点に対する指摘を行っており、第4章は新たな提案となっている。
  - ←第4章を結論部とするのであれば論理的な整合性を調整する必要がある。今後 20～30 年をかけて行う制度的な改革について意見を述べるのも流域委員会の責任だという点を追加的に書けばよい。

### ③ 一般傍聴者からの意見聴取：3名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・伊賀用水の新規利水について、現計画では将来的に破綻するという点を指摘している。その通りだが、三重県はすでにほとんどのパイプラインの建設を終え、浄水場の発注も行ったと聞いている。三重県と伊賀市にヒアリングをして意見書の内容を伝えるとともに、現時点で各施設をスクラップにするよりも利水事業によって将来惹起する損失の方が大きい点を数字で証明して頂きたい。また、P27 に自己水源は渇水対策としても優れているという点を追加して頂きたい。
- ・伊賀水道事業について三重県と伊賀市へのヒアリングをぜひお願いしたい。地元住民団体ではなかなか取り合ってくれないと聞いている。流域委員会からお願いしたい。
- ・次期流域委員会について議論が出てこないのは不思議。住民には今後の方向性が分からない。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。